別表第五一(十)の項を次のように改める。

(十)	駆動鎖（駆動鎖を設けたものに限る。）	駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。
			振幅が基準値から外れていること。
		スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。
			スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。
		駆動鎖の伸びの状況	駆動鎖の伸びを測定する。
			イ　駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。
			ロ　駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。
			イ　駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。
			ロ　駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
		給油の状況	目視により確認する。
			給油が適切でないこと。

別表第五三(六)の項を次のように改める。

(六)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況	目視により確認する。
			給油が適切でないこと。
		ベルトの劣化の状況	目視により確認する。
			剥離、摩耗、亀裂又はたるみがあること。
		踏段相互のすき間	上水平部において最も大きい踏段相互のすき間を測定する。
			イ　平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第二号（速度が毎分三十メートル以下の場合にあっては、特殊告示第二第三号ハ）の規定に適合しないこと。
			ロ　平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第二号（速度が毎分三十メートル以下の場合にあっては、特殊告示第二第三号ハ）に定める基準の〇・九五倍を超えていること。

別表第六一(四)の項接触器、継電器及び運転制御用基板の項を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	作動の状況	昇降機を運転し、作動の状況を確認する。	昇降機が正常に作動しないこと。
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。
			イ　著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
			ロ　変形があること。
		ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。
			イ　著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
			ロ　変形があること。

別表第六一(九)の項綱車と主索のかかりの状況（巻胴式のものを除く。）の項ほの欄中「溝の摩耗」を「主索及び溝の摩耗」に改め、「すき間」の下に「若しくは綱車外周からの主索の出張り」を加え、同項にの欄中「すき間」の下に「若しくは綱車外周からの主索の出張り」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「底当たりしていること」の下に「又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること」を加える。

別記第一号1(6)の欄接触器、継電器及び運転制御用基板の欄を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	
電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可
ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	最終交換日 年　月　日
ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可
ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	最終交換日 年　月　日